

山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「山口市地域子育て支援拠点事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)による地域子育て支援拠点事業の実施に当たり、必要な経費に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 この要綱において補助の対象となる者は、次の施設を運営する地域組織及び市民団体(以下「運営組織」という。)とする。

	施設名称	運営組織
1	阿東子育て広場ままっこサロン	阿東子育て広場ままっこサロン運営協議会
2	仁保つどいの広場「いっぽ仁保さんぽ」	仁保つどいの広場運営協議会
3	宮野つどいの広場 あのね	宮野つどいの広場運営協議会
4	大殿子育てひろば「キラ◇きら」	大殿子育てひろば「キラ◇きら」推進協議会
5	ほっとさろん西門前でとと	NPO 法人 あっと
6	子育て支援交流広場ちゃ☆ちゃ☆ちゃ	NPO 法人 やまぐちレーテ子育て Bambini
7	吉敷つどいの広場「楽楽楽」	吉敷つどいの広場「楽楽楽」運営協議会
8	平川子育てつどいの広場 ひらひら	平川子育てつどいの広場ひらひら運営協議会
9	子育てつどいの広場「小郡ぽっぽ」	子育てつどいの広場「小郡ぽっぽ」運営委員会
10	鑄銭司子育て広場こいんず	鑄銭司子育て広場こいんず運営協議会
11	二島つどいの広場「あそぼう家」	二島つどいの広場運営協議会
12	嘉川子ども館「しゅっぽっぽ」	嘉川子育て支援連絡組織“みらい”

(補助金額等)

第3条 市は、運営組織が行う実施要綱第5条第1項及び第2項に掲げる事業に要する経費について、毎年度予算の範囲内で当該運営組織に対して補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の基準額及び対象経費は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業の実施に供することを目的に運営組織が借り受けた家屋及び土地に係る賃借料に関し、市長が特に必要があると認めるときは、1か月当たり20万円を上限として補助することができる。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする運営組織は、山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)を関係書類とともに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を当該運営組織に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請手続き)

第6条 前条の規定による通知を受けた運営組織（以下「補助運営組織」という。）は、交付決定の後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合は、第4条に定める申請手続きに従い、山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金変更交付申請書(別記第2号様式)を関係書類とともに市長に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第7条 補助運営組織は、事業を中止し、廃止し、又は内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 補助運営組織は、事業を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日までに、山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金実績報告書（別記第3号様式）を関係書類とともに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助運営組織に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の額の確定を受けた補助運営組織は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払い)

第11条 市長は必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第5条の規定による交付決定の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた補助運営組織は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、これを事業完

了後5年間保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第13条 市長は、補助運営組織に対して定期的な報告を求め、若しくは当該補助金の使用について必要な指示をし、または関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助運営組織が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、当該補助運営組織に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の地域型つどいの広場設置助成事業費補助金交付要綱(山口市制定)の規定によりなされた手続その他行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(実施主体の特例)

- 3 平成17年度に限り、実施主体は合併前の山口市の区域における地域組織とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(補助金の額の特例)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、着手した事業に対する別表（第7条関係）の基本額固定資産税相当額については、従来の要綱等の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(有効期限等)

- 2 別表（第4条関係）3号は、平成22年度又は平成23年度に実施する事業に限る。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	補 助 基 準 額	対 象 経 費
1 基本額（運営費）	次に算出された額の合計額(1)+(2) (1) 基本額 週3日型 194,330円×実施月数 週5日型 362,740円×実施月数 月1日型 200,000円 (2) 土地・建物賃借料 80,000円 × 実施月数	地域型つどいの広場の運営に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費 事業の実施に供することを目的に運営組織が借り受けた家屋及び土地に係る賃借料 (ただし、補助金額を上限とし、これを下回る場合は実費とする。)
2 初年度整備経費加算分	500,000円（ただし、事業開始の初年度のみ加算とする。）	事業を開始するにあたって必要な消耗品費、備品購入費
3 初年度整備経費加算分(施設改修経費加算)	2,500,000円（ただし、事業開始の初年度のみ加算とする。）	事業の実施に供することを目的に運営組織が借り受けた家屋の改修に係る工事請負費
4 活動促進経費加算分	200,000円（ただし、事業開始年度3年度以内で1年度限りとする。なお、設立準備活動経費の補助を受けた団体は、加算の対象とならない。）	既設のつどいの広場に関わるスタッフの発掘、育成やスキルの向上を図るため、年4回以上実施する研修事業等に必要賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
5 設立準備活動経費	200,000円（ただし、設立準備経費は施設を開設したとき1回に限る。）	設立に向けた年6回以上の活動に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
6 施設移転経費	200,000円（ただし、老朽化した施設であって危険性があると市が認める場合に限る。）	施設移転に必要な需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料（ただし、人件費、消耗品等の買い替えを除く。）

(補助金の算定方法)

補助金は、この表の区分ごとに、基準額と対象経費の実支出額から利用料、寄付金、その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

山口市長 様

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

※

※法人の場合は、記名押印してください。法人の以外でも、

本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度 山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金交付申請書

山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

(1) 補助金所要額調書

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

山口市長 様

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

※

※法人の場合は、記名押印してください。法人の以外でも、

本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度 山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた山口市地域型つどいの
広場設置助成事業費補助金について、下記のとおり変更されるよう申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円

2 添付書類

(1) 補助金所要額調書

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

別記第3号様式（第8条関係）

年 月 日

山口市長 様

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

※

※法人の場合は、記名押印してください。法人の以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度 山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金事業実績報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた 年度山口市地
域型つどいの広場設置助成事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告しま
す。

記

- 1 補助金精算書
- 2 事業実績書
- 3 収支決算書

別記第4号様式（第10条、第11条関係）

請 求 書
一 金 円 也

内 訳

補助金交付決定額	前回までの受領済額	今回請求額	摘 要

ただし、 年度山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金として、
上記のとおり請求します。

年 月 日

山口市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

※

※法人の場合は、記名押印してください。法人の以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。